

設立時参考資料

(1) 商号

- 商号とは、会社の名前、いわゆる社名のことで、商号中には「株式会社」の文字を使用しなければなりません。前(株式会社〇〇〇)でも後(〇〇〇株式会社)でもかまいません。商号には、ローマ字(大文字及び小文字)、アラビア数字、一定の符号(「&」(アンパサント)、「'」(アポストロフィー)、「,」(コンマ)、「-」(ハイフン)、「.」(ピリオド)、「・」(中点))を使用することもできます。★符号は文句(日本文字を含む)を区切る場合に限り、商号の先頭や末尾では使用できません。省略を表す「.」(ピリオド)は商号の末尾でも使用できます。なお、「(空白)」「(スペース)」を登記することはできません。また、「東京SOHO株式会社」のように、日本語とローマ字を組み合わせることもできます

★「登記した商号」につき、類似する商号の登記を廃止する効力、不正目的による類似商号使用の差止め請求する権利、類似する商号を使用する者の悪意を推定する効力に関する規定がなくなりました。つまり、同一の住所でない限り、登記された商号と同一であっても会社設立登記は受理されます。★法令により、商号として使用できない用語が相当数あります(「病院」、「診療所」、「医師」、「商工会」…)

但し、不正競争目的による類似商号の使用は禁止(不正競争防止法)され、有名企業等の名称に似ている場合は、損害賠償の請求をうけることとなります。商品名に商号を使用するなど、営業における商号の使用によっては、商標の登記状況を調査する必要があります。

(2) 本店

- 本店とは、会社の住所です。“その場所で住民登録する場合にはどのように記載するか”が参考になります。★ビル名や部屋番号を表示するかどうかは、郵便受けの事情によりご判断ください

(3) 目的

- 設立当初の事業目的は、一般的に事業計画における部門ごとに重要なものから揚げられます。株主から見ると、取り締まりに対して資産の使い道(資金使途)を指定するほどの意味になります。毎年取締役は株主に対し、部門ごとの売り上げ等を示して事業報告をします。
- 許認可を必要とする事業では、他の許認可要件のほか、あらかじめ「定款上に必要な記載」についても照会しておいてください。

(4) 資本金

- 最低資本金制度は廃止されましたが、剰余金が300万以上ない場合は、剰余金があっても株主に配当することができません。融資や取引の条件、許認可の要件等に一定の資本規模を要求している場合がありますので、あらかじめ確認しておいてください。
- ★資本金1千万円から消費税の納税事業者となります。親戚や友人から援助を受ける際には、貸付がよいか出資(株式)がよいかを検討する必要があります。出資(株式)は会社解散のときまで清算する必要がありますが、一般的に出資額に応じて発言権や利益分配を受ける権利があります。★発言権や利益分配を受ける権利を限定する方法もあります

(5) 株式譲渡制限

- 出資(株式)は会社解散の時まで清算できないことから、投下資本を回収するには株式を譲渡するしかありません。一方、株式の譲渡を無制限に認めると、会社にとって好ましくないものであっても株主として迎えざるをえないこととなります。
 - 株式譲渡が制限された会社への出資を回収(清算)するには、中心的経営者に相談するか、新たな参画者として認められそうな人を見つけて交渉することとなります。
- ★譲渡制限会社のその他の主なメリット
1. 役員の任期を10年まで延長できる。
 2. 取締役会及び監査役を置かないことができる。
 3. 発行可能株式総数を発行済株式の総数の4倍を超えて増加することができる。
 4. 株券発行会社であっても株主から請求がある時までは、株券を発行しないことができる。

(6) 株券発行

- 株券が発行されている場合は株主の確認が容易に行え、株式売買も安心して行うことができます。しかし、紛失した場合には1年間譲渡できず、また、名義書換していなかった場合1年間株主として扱ってもらえません。
- 株券発行会社の名義書換は株券を提出して行いますが、発行しない会社では売主と買主が共同して名義書換の請求を行うこととなります。
- 株券不発行とすることにより株券発行のコストがかからなくなります。

(7) 事業年度

- 初年度は、会社設立日から事業年度末日までとなります。事業年度末日から原則2ヶ月以内に決算申告が必要となりますので、設立日は前月末をもって終了日とするなどが一般的です。★事業の繁忙期を避けた方がよい場合もあります。税理士等の関与を受ける場合には、その方に相談してください

(8) 役員と株主の関係(機関設計)

- 株主と取締役が一致しているような場合は、どのような形態をとってもさほど違いはありません。株主と取締役が一致していない場合、新たに出資者(株主)の追加を予定している場合、新たに従業員等から取締役の追加を予定している場合などでは、まず、どちら側に実質上の経営決定権があるものとするかを決定します。
- 取締役会を組織するには、取締役が3名以上必要です(この場合、監査役又は会計参与が必要です)。

(9) 役員の任期

- 取締役、会計参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、というのが原則です。
- 公開会社でない会社(譲渡制限規定ある会社)は、定款に定め、これらを10年まで伸長することができます。尚、取締役については任期を短縮することも可能です。(監査役は短縮できません。)
★社会経済情勢の変化という観点からすると、基本的に3~5年ごとの計画見直しが必要です。任期が残っているにもかかわらず会社都合で解任するような場合は、残存任期に対する損害賠償を請求されるおそれがあります(民法65

(10) 株主の選定

- 株主として迎えるかどうかの決定(株主の選定)は、原則として株主総会(取締役会設置会社では取締役会)が行いますが、定款に定めて、代表取締役等が行うとすることができます(取締役会設置会社では株主総会とすることもできる)。
★譲渡による株式取得の承認、募集株式の割当などの局面で、株主を選定します

(11) 設立日

- 登記を申請する日が会社設立日(登記簿にも「会社設立の日」として記載されます)です。
★法務局が登記の申請の受付を行わない土曜日、日曜日、祝日を設立日とすることはできません。
- 設立までに会社名義で営業行為をすることはできませんが、これ以前に設立登記が完了するようにスケジュールを決定します

(12) その他

上記のほかにも、定款に定め、要件を加重又は加減し、期間を伸長又は短縮できる事項があります。
以上